

判決年月日	平成25年3月28日	担当 部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成24年（ネ）第10067号		

○被控訴人による商号の使用が控訴人の営業表示との関係で不正競争防止法2条1項1号又は同項2号に該当するとして、控訴人が被控訴人に対し、当該商号の使用の差止めと抹消登記手続を求めた事案において、控訴人主張の営業表示はその営業であることを示す表示として周知、著名であるとはいえないとして、控訴人の請求を棄却した原判決を取り消し、当該営業表示の周知性を認定して、控訴人の請求を認容した事例

（関連条文）

不正競争防止法2条1項1号，同項2号，3条1項，同条2項

1 車両製造等を業とする控訴人は、鉄道車両の解体、リサイクル等を業とする被控訴人に対し、被控訴人の商号が、①控訴人の著名な営業表示である「日本車両」との表示（控訴人表示）と類似し（不正競争防止法2条1項2号），又は、②被控訴人の周知の営業表示と類似し、控訴人の営業と混同を生じさせる（同項1号）として、同法3条1項に基づき、当該商号の使用の差止めを求めるとともに、同条2項に基づき、当該商号の抹消登記手続を求めた。

2 原判決は、控訴人表示が控訴人の営業であることを示す表示として、著名であると認めることはできないし、需要者の間に広く認識されているとも認められないとして、控訴人の請求を棄却した。

3 本判決は、控訴人表示の周知性について、次のとおり判示した上で、控訴人表示と被控訴人の商号との類似性、被控訴人の行為の「混同を生じさせる行為」の該当性、控訴人の営業上の利益が侵害されるおそれをそれぞれ認定し、控訴人の請求を認容した。

「控訴人は、創業100余年を数え、その主要事業である車両製造の分野では、国内最大手の会社である。そして、控訴人の表示としては、その商号である「日本車輛製造株式会社」のほか、控訴人表示（日本車両）、「日本車輛」「日本車両製造」「日本車輛製造」「日車両」「日車輛」等があるが、控訴人は、平成8年に、「日本車両」との文字（控訴人表示）とコーポレートマークを組み合わせた社名ロゴマークを策定し、建物看板、展示用のぼり、工事現場等の看板にこれを使用していること、控訴人が製造した鉄道車両には、原則として、その社内の前部又は後部の壁の上段等に、控訴人表示を記載した銘板が設置されていること、多数の新聞、雑誌で控訴人表示を用いた広告が行われていること、控訴人に関する新聞記事でも、控訴人の表示として、控訴人表示を用いたものが多数あることなどからすると、控訴人表示と「日本車輛」との表示の差異について検討するまでもなく、控訴人表示は、控訴人の営業表示として、控訴人の商品又は営業の取引者、需要者のほか、広く一般の国民にも認識されており、遅くとも被控訴人が設立された平成21年6月までには、少なくとも周知性を獲得していたといえることができる。」